政　令

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十六号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十七号

都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十八条第五項及び第九十条並びに同条の規定により読み替えて適用する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十二号及び第四十三条第二項並びに都市計画法第三十四条第八号の二、第十一号及び第十二号（これらの規定を同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「同法」を「第三十六条において「急傾斜地崩壊危険区域」といい、同法」に改める。

第三十五条中「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

第四十四条を第四十六条とし、第三十九条から第四十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第三十八条中「の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十号」を「及び都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する法第三十四条第八号の二に規定する代わるべき住宅等又は同条第十号」に改め、「行為」の下に「と、「第二十九条の九各号」とあるのは「都市再生特別措置法施行令第三十九条の規定により読み替えて適用する第二十九条の九各号」を加え、「の規定により読み替えて適用する法」を「及び都市再生特別措置法施行令第三十八条の規定により読み替えて適用する法」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条の表第三十四条の項の次に次のように加える。

第三十四条第八号の二	存する建築物又は第一種特定工作物	存する住宅等（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。以下この条において同じ。）
	建築物又は第一種特定工作物（いずれも	住宅等（
	建築物又は第一種特定工作物の	住宅等の
	建築又は建設	建築

第三十七条の表第三十四条第十号の項中「（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。第十三号において同じ。）」を削り、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準）

第三十九条　法第九十条の規定により都市計画法第三十四条第十二号の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第二十九条の十の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、同条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条に規定する住宅等をいう。）」とする」とする。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（勧告に従わなかった旨の公表に係る区域）

第三十六条　法第八十八条第五項の政令で定める区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。

（都市計画法施行令の一部改正）

第二条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「区域は、」の下に「急傾斜地崩壊危険区域（」を加え、「とする」を「をいう。第二十九条の七及び第二十九条の九第三号において同じ。）とする」に改める。

第二十九条の九中「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「前条各号に掲げる」に改め、同条を第二十九条の十とする。

第二十九条の八中「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域
二　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
三　急傾斜地崩壊危険区域
四　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域
五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第二条第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
六　前各号に掲げる区域のほか、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域

第二十九条の八を第二十九条の九とし、第二十九条の七を第二十九条の八とし、第二十九条の六の次に次の一条を加える。

（市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域）

第二十九条の七　法第三十四条第八号の二（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等（法第三十三条第一項第八号に規定する災害危険区域等をいう。）及び急傾斜地崩壊危険区域とする。